

交通誘導警備員の配置に関する特記仕様書

(交通誘導警備員の設計計上数量)

第1条 本工事の施工に際しては、交通誘導警備員 A を 人、交通誘導警備員 B を 人計上しているので、配置場所等については、監督員と協議するものとする。

(安全対策)

第2条 受注者は、工事の施工に当たって交通誘導等を行うときは、一般交通に支障を来すことを未然に防ぎ、もって公共工事の円滑な執行に資することを理解し、適正に工事を実施しなければならない。

2 受注者は、工事の施工に当たって、交通誘導等を行うときは、交通誘導警備員の配置人員、配置位置及び配置期間等について、監督員と協議の上、交通誘導警備員配置計画表(参考様式 1 3)を作成し、着手前に監督員に提出しなければならない。また、計画に変更が生じた場合も同様とする。

3 受注者は、工事の施工に当たって交通誘導等を行った場合、工事完了時に実施内容の判る写真、交通誘導警備員配置実績表(参考様式 1 3)、及びその他の資料(出役表等)と併せて提出しなければならない。

4 本工事において交通誘導等を行うときは、西条市土木工事共通仕様書(令和 6 年 4 月)第 1 編 1 - 1 - 1 - 3 2 交通誘導警備員によるほかは、この特記仕様書によるものとする。

(検定合格警備員)

第3条 検定合格警備員に相当する交通誘導警備員 A を設計計上している工事においては、「検定合格警備員の配置に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

2 着手に先立ち、検定合格警備員証明書(参考様式 1 2)と検定合格証の写し、及び交通誘導警備員 A の配置位置を表した配置図を提出しなければならない。

3 工事完了時においては、交通誘導警備員配置実績表(参考様式 1 3)の備考欄へ配置した検定合格警備員の氏名を記入し、その他の資料(交通誘導警備員 A の配置写真、交通誘導警備員 A の出役書等)と併せて提出しなければならない。

(その他)

第4条 交通誘導警備員について、道路管理者、警察、住民等から意見があった場合は、監督員へ報告し、協議を行うものとする。

2 交通誘導警備員の誘導状況写真として、交通誘導警備員の配置状況と一般車両及び工事車両、通行者、作業員が写った全景写真を撮影すること。

3 交通誘導警備員の数量は、交通誘導警備員を要すると想定される主な工種の標準

作業日数を用いている。

- 4 現場代理人は、交通誘導警備員の点呼を取り、交通誘導警備員の健康状態や交通誘導状況を常時把握し、異常のあるときは速やかに警備会社へ連絡し、交替を要請すると共に、交替要員が現場に到着するまでの間、交通誘導を要する作業を控えること。

- 5 第1条に記載している交通誘導警備員の数量は、概数として取り扱わないこと。
(適正な安全管理に係る仮設費を積算し、施工条件明示を行うために算定したものである。)

ただし、施工数量に変更が生じた場合において、これと連動する交通誘導警備員の計上日数に変更となる場合は、監督員と協議の上、設計変更することができる。